

# 一般社団法人日本ヨーガ療法学会 研究調査に関する倫理規定

## まえがき

「一般社団法人日本ヨーガ療法学会倫理規定」は、一般社団法人日本ヨーガ療法学会の会員、一般社団法人日本ヨーガ療法学会が認定する認定ヨーガ療法士のために、倫理上の指針を示すことを目指して既に作成されている。

新たに作成された本研究調査に関する倫理規定は、先ず研究調査活動を行う上で守らなければならないルールを、研究を遂行する場合と、研究の成果を発表する場合、およびデータベースを作成・利用する場合に分けて、倫理上の指針を規定し（第1章）、次に、ヨーガ療法理智教育、ヨーガ療法ダルシャナとヨーガ療法インストラクション、ヨーガ療法アセスメント、福祉的指導、司法、メディアとその他の社会的発言、の分野に分けて、倫理上の指針を規定し（第2章）、最後に、本規定に対して重大な違反がある場合の対処方法について、本学会の方針を規定した（第3章）ものである。

本学会の会員は、以下の規定が各自の研究、教育、ヨーガ療法指導活動にどのように関与するかについて十分に理解し、本規定に反することのないよう、自らの行動を律する義務がある。

本規定は、一般社団法人日本ヨーガ療法学会倫理委員会委員が共同で作成したものである。

平成29年7月6日 （社）日本ヨーガ療法学会倫理委員会

## 目次

### まえがき

### 第1章：研究と発表における倫理

- 第1 研究.....
  - 第1-1 研究一般.....
  - 第1-2 調査研究.....
  - 第1-3 臨床研究.....
- 第2 発表.....
- 第3 データベース

### 第2章：社会における職務上の倫理

- 第1 理智教育.....
- 第2 ヨーガ療法アセスメント.....
- 第3 ヨーガ療法ダルシャナとヨーガ療法インストラクション.....
- 第4 福祉的指導.....
- 第5 司法、メディアとその他の社会的発現.....

### 第3章：倫理問題の解決.....

# 第1章：研究と発表における倫理

## 第1 研究

### 第1-1 研究一般

本項は、研究の計画段階から、研究の遂行、研究の終了、研究成果の公表、そして研究終了後の管理までの各過程に応じて、研究一般に共通する倫理上の指針を規定するものである。

#### 1. 専門家としての責任と自覚

研究に携わる者は、専門家としての自覚を持ち、ヨガ療法技能の研鑽、専門的知識の習得、蓄積、更新のため努めなければならない。また、研究の実施にあたっては、研究対象者、他の研究者、研究に関与する様々な組織、指導学習者などに関係することとなるが、それらに対しては各々の立場に配慮し、倫理的に適切な行動をとらなければならない。

#### 2. 研究の計画段階における配慮

研究を計画するにあたっては、あらかじめ倫理的問題が生じる可能性について慎重に検討しなければならない。具体的には、研究対象者や研究方法の選定、研究場所や研究期間の設定、研究成果の公表の方法や、これによる社会的影響等、研究を実施した場合に生じる可能性のある様々な事態をあらかじめ想定した上で、不適切な事態の発生を予防する方策を事前に講じておく必要がある。

#### 3. 倫理委員会等の承認

研究に携わる者は、原則として、研究を実施する以前に、自らが所属する組織および研究が行われる組織の倫理委員会等に、具体的な研究計画を提示して、その承認を受けなければならない。

#### 4. 研究対象者に対する配慮

研究に携わる者は、研究対象者の生命、身体や精神の安全に責任をもち、研究対象者が当該研究に関与することによって、当該研究対象者に生命、身体、精神上的の諸問題が生じないよう真摯に配慮しなければならない。また、研究対象者の人権を尊重しなければならない。

#### 5. インフォームドコンセント

研究に携わる者は、研究対象者に対し、事前に当該研究の全般的な内容、研究成果を公表する方法、研究終了後の措置等の重要事項について十分な説明を行い、研究対象者をして当該研究に協力するか否かの十分な意思決定ができるように配慮する必要がある。研究対象

者に説明を実施した後は、研究対象者から同説明を十分に理解できたかどうかを確認し、研究に協力いただける場合は、原則として、文書で同意を得なければならない。

また、未成年者、障害や疾患を有する方、外国人等、認知能力や言語能力その他の問題により、通常の方法の説明では研究内容を十分に理解し、研究協力の自己決定を行うことが困難と窺われる研究対象者に対しては、同研究対象者の特性に配慮して、理解を得るために説明方法を工夫する等の措置を講じる必要がある。それにも関わらず研究協力者本人の自由意思による研究参加の判断が不可能と考えられる場合には、親権者や後見人などの代諾者に十分な説明を行い、原則として、文書で代諾者から同意を得なければならない。

## 6. 事前に研究内容の全情報の開示ができない場合の措置

研究計画の特性から、研究実施に先立って研究対象者に対して当該研究の全般的な内容を開示することができない場合には、原則として、その理由を自らが所属する組織および研究が行われる組織の倫理委員会等に説明し、承認を得る必要がある。同倫理委員会等において研究対象者に対して研究内容の事前開示を行わないことが承認された場合には、研究対象者に対して、研究実施後に遅滞なく同情報を開示し、かつ、開示しなかった理由などを十分に説明しなければならない。

## 7. 研究計画を変更する場合の措置

研究を遂行する過程において、何らかの理由により研究計画を変更する必要がある場合には、原則として、その変更の内容を自らが所属する組織および研究が行われる組織の倫理委員会等に事前に提示し、その承認を得なければならない。また、既に従前の研究計画を説明済みの研究対象者に対しても同変更内容を説明し、研究開始時に実施したインフォームドコンセントと同様の方法で、研究協力を継続するか否かを確認しなければならない。

## 8. 研究対象者の情報収集にあたっての配慮

研究に携わる者は、研究対象者やその関係者の情報を収集するにあたっては、その収集する情報の内容や、情報収集の方法が、対象者に不利益を与えるものでないかについて、事前に十分に検討し配慮しなければならない。

## 9. 個人情報の収集と保護

研究に携わる者が収集できる個人情報は、研究を実施するため必要なものに限り、研究実施に不必要な個人情報を収集してはならない。個人情報を収集するにあたっては、事前にその入手目的、収集する個人情報の範囲、個人情報の利用方法について、事前に十分に説明し、同意を得なければならない。また、収集した個人情報は、第三者に漏洩することがないように保護・管理を厳重に実施し、研究上の不必要となった個人情報は漏洩等のおそれのない方法により速やかに廃棄しなければならない。

## 10. 研究成果の公表と研究対象者の保護

研究に携わる者は、研究成果の公表により、研究対象者に不利益が生じないようにする責任がある。研究成果を発表する前に、研究対象者に不利益が生じないか十分に検討し、不利益が生じる可能性がある場合には同不利益の発生を回避する措置を講じなければならない。研究成果を公表する場合には、原則として、研究対象者やその関係者、関係組織等を特定できないよう匿名化する等の措置を講じるものとする。

これらの措置を講じても、研究対象者に不利益が生じる事態が発生したときは、速やかに対応し、不利益の発生や拡大を防がなければならない。

## 11. 研究データの管理

研究によって得たデータは、その紛失、漏洩等の事故を防ぐため、厳重に保管・管理を行わなければならない。研究データが紙媒体によって記録されている場合には、同紙媒体の保管には施錠が可能な保管場所を利用し、研究データが電磁的記録による場合は、アクセス権限等を厳重に管理する等の措置を講じなければならない。研究データの管理者が異動等により離れる場合にも、研究データの紛失や漏洩等が生じないように、適切に管理責任者の引継がなされる必要がある。

## 12. 研究終了後の情報開示と問い合わせへの対応

研究に携わる者は、研究終了後、たとえ追跡調査などの計画がない場合でも、研究対象者からの情報開示の要求や問い合わせがなされた場合には誠実に対応しなければならない。

## 13. 適切な研究資金の運用

研究に携わる者は、補助金や助成金等を運用して研究等を実施する際、補助金や助成金の運用規定がある場合にはそれに従い、不正に使用してはならない。研究等の実施にあたっては、当該補助金や助成金を支出する個人・団体の利益や価値観に左右されることがあってはならず、研究者は学術的中立性を確保して実施する必要がある。

### 第1-2 調査研究

調査研究の方法は、調査の種類や内容、調査対象によって多様だが、それぞれ特有の観点からの配慮が必要な場合がある。調査実施者は、調査対象者の人権等が侵害されないことがないよう配慮しなければならない。

#### 1. 調査計画段階における配慮

調査研究に携わる者は、調査計画の立案、調査内容の構成、調査票の作成等の各場面において、調査に含まれる各質問項目の内容や表現が、特定の立場や特定の考え方を強調す

るものになっていないか、特定の方向に回答を誘導していないか等を慎重に検討し、調査の中立性を保つよう配慮しなければならない。

## 2. 倫理委員会等の承認

調査研究に携わる者は、原則として、調査を実施する以前に、自らが所属する組織および研究が行われる組織の倫理委員会等に、具体的な調査計画を提示して、その承認を受けなければならない。

## 3. 調査対象者のプライバシーへの配慮と不利益の回避

調査研究に携わる者は、調査の実施計画、調査の内容等について、調査対象者のプライバシーへの配慮が十分になされているか否かについて慎重に検討しなければならない。また、調査の実施により、調査対象者やその関係者に何らかの不利益が生じる可能性についても考慮しなければならない。調査の実施により不利益が予想される場合は、直ちに同調査を中止し、又は調査の実施計画を変更するなど、適切な措置を講じなければならない。

## 4. 調査対象者の選択と調査の依頼

調査対象者は、研究目的を考慮して適切に選択し、調査対象者には、調査の対象として選定された理由について十分に説明するものとする。調査の依頼は、調査協力が強制ではなく任意であることを説明した上で、調査対象者が同調査の目的や内容について十分に理解した上で、自らの意思で協力することを決定できるように配慮して行わなければならない。

## 5. 質問紙調査におけるインフォームドコンセント

調査研究に携わる者は、調査対象者に対して、調査の目的や内容を可能な限り正確に説明し、調査対象者から調査実施の正当性について十分な理解を得なければならない。質問紙調査を行う場合、調査への回答が、無記名回答か記名回答かを質問票に明記し、記名回答を求める場合は、記名回答を求める理由と記名による不利益が生じないことを説明する必要がある。さらに、調査対象者が調査への参加自体について既に同意している場合であっても、個々の質問項目への回答は任意であり一部について回答を拒むことができることを事前に伝えなければならない。

## 6. 調査責任者・調査実施者の明記

調査票には、調査責任者あるいは調査実施者の氏名、所属組織、また当該調査に関する照会先等を明記し、調査対象者やその関係者から当該調査に関する問い合わせを容易にできるようにしておかなければならない。そして調査対象者やその関係者から問い合わせが寄せられた場合には、正確かつ真摯な姿勢で回答しなければならない。

## 7. 調査データの管理

調査で得られたデータは、紛失、漏洩等の事故を防ぐため、厳重に保管・管理を行わなければならない。調査データは、研究目的以外には使用してはならない。

## 8. 調査結果の報告

調査研究に携わる者は、調査結果の報告を希望する調査対象者に対しては、可能な範囲で調査結果を報告することをあらかじめ約束し、調査研究の終了後にこれを実施しなければならない。

## 9. 調査対象者の個人情報の保護

調査の過程で収集した個人情報は、調査対象者のプライバシーの保護を優先し、第三者に漏洩することがないように保護・管理を厳重に実施しなければならない。また、研究上不必要となった個人情報は漏洩等のおそれのない方法により速やかに廃棄しなければならない。

## 10. 面接調査における質問項目の表現

面接調査研究に携わる者は、面接調査対象者に対する質問内容の構成や言葉遣い、表現、面接姿勢等に注意し、面接調査対象者に不快感や不利益が生じないよう配慮しなければならない。

## 11. 面接調査におけるインフォームドコンセント

調査責任者・調査実施者は、面接調査対象者に対して、調査の目的や内容を可能な限り正確かつ十分に説明し、面接調査対象者をして当該調査に協力するか否かの十分な意思決定ができるように配慮する必要がある。面接調査対象者に説明を実施した後は、面接調査対象者から同説明を十分に理解できたかどうかを確認し、面接調査に協力いただける場合は、原則として、文書で同意を得なければならない。また、面接調査対象者が面接調査への協力に同意した場合であっても、面接調査対象者には面接を途中でやめること、答えたくない質問には答えない権利があること、調査結果の報告を求めることができること等についても説明しなければならない。

未成年の面接調査対象者に対しては、本人だけでなく、親権者等に対しても調査の目的や内容について十分な説明を行い、理解されたかどうかを確認した上で、原則として、文書による同意を取得するものとする。また、未成年者、障害や疾患を有する方、外国人等、認知能力や言語能力その他の問題により、通常の方法の説明では調査・面接内容を十分に理解し、調査協力の自己決定を行うことが困難と窺われる面接調査対象者に対しては、同面接調査対象者の特性に配慮して、理解を得るために説明方法を工夫する等の措置を講じる必要がある。それにもかかわらず、面接調査対象者本人の自由意思による調査・面接参加の判断が

不可能と考えられる場合には、親権者や後見人などの代諾者に十分な説明を行い、原則として、文書で代諾者から同意を得なければならない。

## 12. 面接調査の記録における個人情報の管理

面接調査の記録は、個人情報外部に漏洩することのないように、厳重に管理しなければならない。また、調査責任者・調査実施者がどのような管理方法をとるかについて、面接前に面接調査対象者に対して明らかにしておくことが望ましい。

### 第1-3 臨床研究

本項では、ヨーガ療法臨床指導にかかわるデータの収集と分析を通じて、臨床研究を行うとする際の倫理上の指針を規定するものである。

#### 1. 臨床研究の実施者の条件

ヨーガ療法とその隣接領域に関係する現場において臨床研究に携わる者は、その研究に必要な専門的知識と技能を保有していることを要し、自ら当該研究領域に関わる十分な臨床経験を有しているか、あるいはそうした知識と技能、経験をもつ専門家の指導と監督のもとでなければ臨床研究を行ってはならない。

#### 2. 臨床研究計画上の注意

臨床研究に携わる者は、研究対象者に生じる可能性のある短期的又は長期的なリスク等について多面的に考慮し、研究対象者の心身の状態に対して、あるいは臨床指導のプロセスに対して、リスクが高い研究は行ってはならない。対応可能と思われるリスクについてもそれを最小化する措置を講じ、また、リスクが現実化した場合の対処方法について事前に明確化しておかなければならない。

#### 3. チーム研究

1つの組織において、ヨーガ療法以外の他の専門家と協力して臨床研究を実施する場合には、他の専門家の専門性を尊重し、各人の専門分野に応じて役割を分担し研究を行うものとする。研究の過程においては、研究対象者の状態について想定されていない変化が認められないかどうか、各専門の立場から常に観察し、チーム全体で情報の共有を図らなければならない。

#### 4. 継続的なリスク査定

臨床研究に携わる者は、研究開始後も、当該研究に伴うリスクについて継続的に査定し、リスクが現実化して研究対象者の心身の状態や臨床指導のプロセスに重大な影響が及ぶと判断される場合には、研究を中断し又は中止しなければならない。当該リスクの査定にあた

っては、必要に応じて他の専門家の判断を仰ぐものとする。

## 5. 倫理委員会等の承認

臨床研究に携わる者は、原則として、研究を実施する以前に、自らが所属する組織および研究が行われる組織の倫理委員会等に、具体的な研究計画を提示して、その承認を受けなければならない。臨床指導の過程を事例研究等にまとめる場合にも、完成した原稿等を倫理委員会等に提出して承認を受けることが望ましい。

## 6. 継続的な情報収集

臨床研究に携わる者は、当該研究テーマに関連する雑誌論文や学会発表などの最新の情報に留意し、関連する知識を絶えず獲得し、更新するように努めなければならない。とりわけ、障害や疾患を有する方を研究対象とした研究においては、研究上のリスクについての新たな知見を常に獲得しなければならない。

## 7. 対照群の設定についての注意

心理・行動上の問題のヨガ療法指導や対処にかかわる臨床研究を行う場合、介入や指導を行わない対照群を設ける方法をとった場合、対照群に含まれる研究参加者に不利益が生じる可能性がある。そのため対照群の設定は慎重に行い、可能なら別の方法を採用して研究を行う。

## 8. インフォームドコンセント

臨床研究に携わる者は、研究対象者に対し、事前に当該研究の目的、実施内容、リスク、利益や不利益等について十分な説明を行い、研究対象者をして当該研究に協力するか否かの十分な意思決定ができるように配慮する必要がある。研究対象者に説明を実施した後は、研究対象者から同説明を十分に理解できたかどうかを確認し、研究に協力いただける場合は、原則として、文書で同意を得なければならない。研究対象者に障害や疾患があり、研究者が直接・間接にその治療・介入にかかわっている場合は特に、研究対象者が研究参加を断る権利を確保するよう留意する。

また、未成年者、障害や疾患を有する方、外国人等、認知能力や言語能力その他の問題により、通常の方法の説明では研究内容を十分に理解し、研究協力の自己決定を行うことが困難と窺われる研究対象者に対しては、同研究対象者の特性に配慮して、理解を得るために説明方法を工夫する等の措置を講じる必要がある。それにも関わらず研究協力者本人の自由意思による研究参加の判断が不可能と考えられる場合には、親権者や後見人などの代諾者に十分な説明を行い、原則として、文書で代諾者から同意を得なければならない。

## 9. 障害名・疾患名使用における注意



研究の過程で傷害名や疾患名を使用する場合には、同使用により同名称の否定的意味合い等により研究対象者の気分を害したり、研究対象者への偏見や差別を助長する等の否定的影響が生じないように、同使用による否定的影響の可能性を常に意識し、研究対象者との関係や研究対象者の生活に望ましくない影響が認められるようなら、その用語の使用を差し控えるなどの対処を行わなければならない。

## 10. 多重関係の禁止

臨床研究に携わる者は、研究対象者との間に研究を媒介とした専門的關係以外の私的な関係を構築してはならない。また、原則として、現在研究者自身と利害関係や親密な関係にある者、あるいは過去にそうであった者を研究対象者にはしてはならない。また、利益相反を引き起こす可能性が高い者が研究に携わる場合、利益相反マネジメントを慎重に行なわねばならない。

## 11. 個人情報の守秘義務

臨床研究に携わる者は、研究の過程で得られた研究対象者の個人情報に関して守秘義務を負い、研究目的以外には使用せず、第三者には開示しない。臨床研究をチームで実施する場合には、研究対象者に事前にチーム内での個人情報の共有について十分な説明を実施した上で、同個人情報を当該チーム内で共有することは許容されるが、この場合においても、同個人情報をチーム外の第三者には開示しない。

## 12. 研究の場を提供した機関に関する情報の管理

臨床研究に携わる者は、臨床研究を通じて知り得た臨床研究を実施した病院・施設等の機関に関する情報についても、研究対象者の個人情報と同様に漏洩等のないよう慎重に管理しなければならない。

## 13. 研究データの保管

臨床研究に携わる者は、研究の過程で知りえた研究対象者に関するデータその他の個人情報の記録、保管、廃棄の全過程に責任を負う。同データの紛失、漏洩等の事故を防ぐため、紙媒体による記録の保管には施錠が可能な保管場所を利用し、電磁的記録による保管の場合にはアクセス権限を厳重に管理する等の措置を講じなければならない。

## 14. データの廃棄

個人情報を含む記録は、研究終了時点から、インフォームドコンセントの手続きを経て合意した期間保管した後、研究者の責任で適切な方法により廃棄する。また、臨床研究やヨガ療法指導の記録をデータとして用いている場合、その記録の保管と廃棄についてはその臨床研究や指導が行われた組織の規定に従うものとする。

## 15. 否定的な結果の隠匿の禁止

研究結果は、それが研究資金や研究機会を提供した組織の方針や臨床指導のプログラムの意図あるいは利益に反するものであっても、隠匿してはならない。

## 16. 研究成果公表時の個人情報の保護

研究に携わる者は、研究成果を公表する場合には、研究対象者や周囲の人々のプライバシーに最大限の配慮を行い、個人情報は原則として、個人情報は研究対象者やその関係者、関係組織等を特定できないよう匿名化する等の措置を講じるものとする。仮に直接の研究対象者が実名の公表を許可ないし要請した場合であっても、当該研究に関与した関係者全体に与える影響を慎重に考慮して適否を判断しなければならない。

## 17. 研究成果公表時における承認

研究成果を公表する場合、研究開始前にインフォームドコンセントの手続きによって研究対象者や臨床研究が行われた機関などの同意を得ていたとしても、改めて研究成果の内容を示して、同公表について文書による同意を取得すべきである。このとき、研究対象者等から同公表について否定的な意見が出された場合には、その理由を確認して、公表する内容を修正し、または真摯に協議を行って理解を得る等、誠実に対応しなければならない。

## 第2 発表

本項では、研究を発表する際の倫理上の指針を規定するものである。

### 1. 表現への配慮

研究の発表を行うにあたっては、その表現に配慮し、差別や偏見を助長するような用語を使用してはならない。

### 2. 出典の明示

研究発表にあたり、研究業績や実験・調査データ、あるいはデータベース、さらには理論、仮説、アイデアなどを論文等で引用もしくは利用する場合には、同引用または利用の事実について本文において言及し、それらが記載されている論文や資料等の出典を明示しなければならない。出典を明示せずに引用・利用する行為は盗用等の不正行為とみなされる。

### 3. 著作権者からの利用許諾の取得

論文等で発表されている図表や文章の多くの部分をそのまま利用する場合やデータベースの情報を自分の研究データの一部として利用する場合等には、事前にこれらの著作権者から文書による許諾を得なければならない。この場合、論文中の該当個所に出典を明示した

上で、当該著作権者から利用等の許可を得ていることも明記するものとする。

#### 4. 適切な引用

研究において参照した先行研究や類似研究は、適切に引用するように努めなければならない。先行研究等を引用する場合には、被引用者の研究の進展を正確に伝えるために、可能な限り最新の文献を引用するものとする。

#### 5. 原典からの引用

引用を行う場合には、可能な限り原典から引用を行い、二次文献からの引用は避けるように努めなければならない。原典が入手困難等のやむを得ない事情がある場合には二次文献からの引用であることを明示した上で、その二次文献資料を明記するものとする。

#### 6. データの改ざん、捏造等の禁止

データの改ざん、捏造、恣意的な削除はしてはならない。研究発表を行うにあたり、データの一部を削除し、又は一部のデータのみを提示する場合には、当該削除または選択にあたっての客観的な基準を明示する必要がある。データ分析のプロセス等についても虚偽の記載をしてはならない。

#### 7. データの正確性の確保

文中や図表の数値は正確に表示し、論文に示す研究結果に誤りがないようにしなければならない。万が一、自らの既発表のデータに誤りを発見した場合には、すみやかに訂正の手続きをとらなければならない。

#### 8. データの再掲載と再利用

既発表のデータを初出データであるかのように発表してはならない。データの再掲載が必要な場合には、再掲載であることを明示しなければならない。なお、既出のデータを利用する場合には、初出の論文とは異なる視点を分析や解釈に入れるなど、新しい要素が必要である。

#### 9. データの開示と保管

研究結果の再確認、再検証を希望する他の研究者からデータの開示要求があった場合には、それに応ずるように努めなければならない。同開示に応じられるよう、収集したデータや実験プログラムなど研究にかかわる資料は、廃棄や削除が義務づけられているものを除き、論文公開から最低でも5年間程度は保管しておく必要がある。なお、データの開示にあたっては開示要求者との間で、データの利用条件を含む同意書などを文書にて取り交わしておくことが望ましい。

## 10. 写真などの権利関係への配慮

研究で使用した実験・調査材料や実験・調査結果の一例として、写真や図面などを論文に図版として掲載する場合にも、著作権、肖像権などには十分配慮する。

## 11. 著者の条件

論文などの研究発表における著者とは、当該研究に実質的な学術的寄与を行った者であり、ここでの研究に対する実質的な学術的寄与とは、研究課題や仮説の設定、研究計画の立案と実行、データ分析方法の決定と実施、データの解釈と討論などの論文の主要部分に貢献することを指す。

## 12. 連名発表における著者の順序

連名発表をする場合、共同研究者間での研究への寄与を考慮し、関連のない他の社会的条件に左右されず、著者の順序を決定する。研究への寄与の評価基準については、あらかじめ研究開始時に共同研究者間で合意を形成しておき、文書化しておくことが望ましい。なお、連名発表者も各自が論文の内容に責任をもたなければならない。

## 13. 関係機関の明記

研究の場や機会、また、研究のための補助金や助成金を提供した組織がある場合には、これらについて、論文中にその事実を明記する必要がある。なお、記載の仕方について、当該の組織に規定がある場合はそれに従う。ただし、このような記載が研究対象者のプライバシーにかかわる場合には発表してはならない。

## 14. 二重投稿の禁止

同じ内容の原稿を複数の雑誌に投稿してはならない。また、すでに雑誌や書籍に発表した論文と同じ内容の原稿を投稿してはならない。

## 15. 審査者の責務

審査者や編集者は、当該論文の公刊前に、審査中および編集中の論文の内容を、著者の同意なしに自らの研究に利用したり他者に開示したりしてはならない。研究助成の審査における研究計画調書なども同様である。

## 16. 個人情報の保護

研究に協力した個人や組織に不利益が生じないように、個人情報の保護に関する諸法令に則り、個人や組織が特定できる情報は匿名化するなどの措置を講じるものとする。またそれが不可能である場合や、個人ないし組織の情報を開示することが必要な場合には、事前に当

該個人又は組織から同意を得るものとする。

## 17. 個人情報の適切な管理

調査や実験における記録の作成，保管，アクセス，移管，廃棄にあたって，個人情報が漏洩しないように厳重に管理しなければならない。

## 第3 データベース

本項は，データベースの作成・利用にあたって，個人情報を中心としたデータの取り扱いにかかわる倫理上の指針を規定したものである。データベースの作成・利用にあたっては以下の規定だけでなく、著作権法等の関連諸法令も遵守しなければならない。

### 1. データの適正な入手とインフォームドコンセント

データは適正な方法により入手しなければならない。データ提供者にはデータの利用目的および利用範囲を正確に明示し，入手したデータは利用目的以外の用途には供しない。研究上必要な個人情報の入手にあたっては，原則として，所属する組織の倫理委員会等で承認を受け，承認を受けていない個人情報の入手は行わない。また，データ提供者からは，個人情報の公開範囲について同意を得るようにし，データ提供者から同意が得られていない情報は記録には残さない。

### 2. データの正確性の確保

データの内容の正確性の確保のため、データベースへのデータ登録を行う際には入力内容に誤りがないように注意しなければならない。また，登録後も登録された情報に誤りがないか改めて確認し，誤りがある場合には必要な修正を行う手続きをとる。

### 3. データ提供者の同意条件の遵守と管理

データの公開にあたっては，データ提供者が同意した範囲を逸脱してはならない。同意された範囲を超えて，第三者に開示されたり不正に利用されたりすることがないようにデータの安全管理に努め、データ処理を研究補助者ないし業者に委託する場合には，そのデータの取り扱いについて厳重に監督するとともに，委託者からは文書による守秘義務遵守の誓約を取得しなければならない。

### 4. 第三者へのデータ提供の条件

第三者にデータを提供する場合には，事前にデータ提供者の同意を取得の上、当該第三者との間で利用目的および利用制限を協議し，利用，保管，廃棄などについての誓約書を取り交わすこととする。

## 5. データ提供者の同意条件の確認

データを第三者に提供する場合、あるいは第三者により収集されたデータを利用する場合には、データ提供者から当該データの第三者への提供や利用について適切な同意書が得られているかどうかを確認し、同意が得られていない場合には同提供または利用を中止しなければならない。

## 6. データ提供者の権利

データ提供者から、提供されたデータの開示や利用停止等を求められたときは、同要請に速やかに応じなければならない。その他のデータ提供者からの要請や申立についても、誠実に検討し対応しなければならない。

## 7. 維持管理・削除の計画

データベース作成者の異動があっても、当該データベースの円滑な削除、又は当該データベースの管理権限の委譲等の手続を予め定めておくなど、当該データベース上の個人情報等のデータの漏洩が生じないように措置を講じておかななければならない。

# 第2章：社会における職務上の倫理

## 第1 理智教育

本項は、ヨーガ療法の理智教育に関する倫理上の指針を規定したものである。

### 1. 人権への配慮

ヨーガ療法の理智教育に携わる者は、個々の学習者の基本的人権を尊重しなければならない。また、担当する学習者全体に対して平等に接し、公正なやり方で評価しなければならない。

### 2. 個人情報の保護

ヨーガ療法の理智教育に携わる者は、教育上知りえた個人情報を漏洩しないよう慎重に扱わなければならない。また、学習者のプライバシーは最大限尊重し、教育上必要としない個人情報を収集してはならない。

### 3. 権限乱用の禁止

ヨーガ療法の理智教育に携わる者は、教育上与えられた指導者としての権限を乱用してはならない。指導者としての権限の行使により学習者に肉体的、精神的苦痛を与えてはならず、自らの関係する理智教育の場以外で同権限を行使してはならない。

#### 4. 研究指導上の配慮

ヨーガ療法の理智教育に携わる者は、指導している学習者の研究活動について責任をもち、学習者に対して、研究計画の作成、研究対象者への配慮、研究成果の発表などに関してヨーガ療法の専門家として適切な指導を行う。また、研究の実施に先立って、倫理委員会等への研究計画の提出と許可の取得を指導することが望ましい。

#### 5. 節度をもった関係の維持

ヨーガ療法の理智教育に携わる者は、学習者も含めその実践の場において職務上かかわる人々との間に節度をもった関係を維持しなければならない。そのため、常識的な範囲を超えた金銭、物品、便宜等の贈与を受ける等は避けなければならない。

#### 6. 質の高い教育

ヨーガ療法の理智教育に携わる者は、学習者に対して質の高い教育を行う責務がある。授業内容は常に見直し、新たな知見を盛り込むなど学問の進歩が反映されたものになるように努めなければならない。また、矛盾のない確立された知識体系だけを教えるのではなく、対立する理論や知見がある場合には、それぞれの論拠や対立の理由、関連するデータなどを紹介し、偏りのない公正な理解がなされるよう指導する必要がある。

#### 7. 専門家の育成

ヨーガ療法の理智教育に携わる者は、次代を担う専門家を育成する高等教育において、高度な知識を教授し、先端的な指導の方法を指導する。その際には、インフォームドコンセント等、研究やヨーガ療法インストラクション（YTI）の倫理についての指導も行わなければならない。

#### 8. 教育方法の改善

ヨーガ療法の理智教育に携わる者は、教育方法について常によりよい方法を模索し、自らのやり方の改善のために努力すべきである。そのためには、学習者や同僚からの意見や批判は真摯に受けとめ、それを積極的に役立てていく姿勢が必要である。

#### 9. 著作権の尊重

ヨーガ療法の理智教育のための授業等において、資料を利用する場合には、その資料にかかわる著作権を侵害しないように努めなければならない。大学等の教育機関においては、著作権法上の例外によって、授業目的のために必要部数を複製するなど、著作物を利用できる場合もあるが、利用の状況がそれに該当するか否かについては、事前に著作権法および関連する法令にあたって確認しなければならない。

## 10. 事例への敬意

ヨーガ療法の理智教育のための授業等において映像や文章で個別的な事例を示す場合には、扱われる事例およびその事例が関係する家族や集団、組織の尊厳を守るような取り扱いをしなければならない。事例本人から使用の許可が得られている場合でも、原則として実名は出さない等プライバシーへの配慮を行う必要がある

## 第3 ヨーガ療法アセスメント

ここでは、ヨーガ療法アセスメント（YTA）に関する倫理上の指針を規定する。前半ではヨーガ療法アセスメント（YTA）全般にわたって、後半ではテストにかかわる問題について規定する。

### 1. 適切なヨーガ療法アセスメント方法の選択

各種心理テスト法、観察法、面接法、アンケート法等の多様なヨーガ療法アセスメント法の特徴を十分に理解し、そのアセスメントの目的やアセスメント対象者の属性に応じて、もっとも適切と考えられる方法を選択する。

### 2. ヨーガ療法アセスメントの限界の理解

ヨーガ療法アセスメントの実施者は、採用するアセスメント法について、適用可能な状況や対象、その限界、および診断や予測の精度を十分に理解しておく。

### 3. アセスメントの乱用の禁止

ヨーガ療法アセスメントの実施者は、アセスメント対象者の人権を尊重し、アセスメントを強制したり、アセスメントの技法をみだりに使用したりすべきではない。また、ヨーガ療法アセスメントの結果が誤用ないし悪用されることのないようにしなければならない。

### 4. ヨーガ療法アセスメント法を使わない選択

ヨーガ療法アセスメントの実施が、対象者の心身に不当に負担をかけるおそれがある場合、またはそのアセスメントが事例や問題の解決に寄与しないとみなされる場合には実施を控えなければならない。

### 5. インフォームドコンセント

臨床指導のなかで心理テスト等のヨーガ療法アセスメント技法を用いる場合、アセスメントの目的と利用の仕方について、アセスメント対象者にわかるように十分な説明を行い、理解されたかどうかを確認した上で、原則として、文書で同意を得なければならない。アセスメント対象者が、未成年者、障害や疾患を有する方、外国人等、認知能力や言語能力その



他の問題により、説明が十分理解できない場合は、親権者や後見人などの代諾者に十分な説明を行い、原則として、文書で代諾者から同意を得なければならない。

## 6. 結果の伝達

ヨーガ療法アセスメントの結果は、依頼者またはアセスメント対象者に対して可能な限り速やかに、かつ適切に伝達する。アセスメントを受けた者は、基本的には結果を知る権利があるといえるが、臨床場面、教育への応用場面、選抜や採用の場面などにおいて、アセスメントの結果を直接アセスメント対象者に伝えることが望ましくない場合があるので注意が必要である。

## 7. テストの開発

新しくヨーガ療法関連のテストを開発する場合には、開発する方針を明確にしなければならない。すなわち、そのテストが使用される目的と状況を把握し、測定対象と内容を定め、テストの対象とする受検者の集団を想定し、テストの基本設計を定める必要がある。その基本設計のもとで、所定の目的を遂げるために、どのような問いの形式を選択するか、実際にどのような項目をもつテストにするか、テストの採点の手続きをどうするかなどを、関連する専門的知識にもとづき定める。

## 8. テスト得点の標準化

テスト得点は、対象とする受検者集団を想定し、集団における相対的位置づけによって意味をもつことが多い。このような場合は、集団を代表するデータによって、テスト得点の相対的位置づけを統計的に推定しなければならない。

## 9. テストの質の評価

新しく開発されたヨーガ療法関連のテスト、および既存のテストに関しても、適宜テストの質を評価しなければならない。テスト得点が、測定時期や状況に不当に左右されず、安定した結果であるかどうかを評価し、また、測定しようとする特性が、テスト得点に反映されているかどうかを問うことが重要である。

## 10. テストの手引

ヨーガ療法関連のテストの開発者、およびそのテストを頒布する者は、テストの手引や解説書を用意しなければならない。手引では、テストの利用者がテストを選択し、実施し、さらにテスト結果を解釈するための参考になる事項を明らかにしておく。手引に掲載すべき具体的事項は、テストの目的、対象とする受検者集団、実施の方法、採点の手続き、結果の解釈と利用の方法、テストの実施者に必要な知識などである。

## 11. テストの改訂

社会的諸条件が変化し、テスト項目の内容が現状に合わなくなったときにはすみやかにテストを改訂すべきである。また、テスト項目を改訂した場合、あるいは標準化の基準とした集団に変化が見られる場合には、標準化をやり直す必要がある。

## 12. 障害者等に対する配慮

テストの設計および実施において、障害児や障害者に配慮することが必要である。障害児や障害者に対して、あらかじめ特別な措置をすることがテストの手引によって指定されている場合にはそれに従い、またそうではない場合には、テストの実施者が公平性を失わないように特別な措置を講じることが望ましい。

## 13. テストの採点と解釈

テスト結果は手引にそって採点し、あらかじめ想定された範囲を超えて解釈をしてはならない。適切な解釈を行うためには、それに必要な知識や技能を習得しておく必要がある。

## 14. テスト結果の臨床実践的応用

テストの実施者が、臨床指導において、テスト結果を含めた多様な資料を総合して判断するような場合には、テスト結果から直接引き出される知見の部分と主観的判断の部分とを明確に区別しておかなければならない。また、他者がテストの結果を利用する場合には、誤った解釈や利用をしないように、テストの結果と解釈について十分な説明を行うなど、適切な手段を講じなければならない。

## 15. テスト結果の保管

テスト結果の保管、また最終的処分のための手続きをあらかじめ定めておく。その手続きは、個人情報漏洩しないことを確実にするようものでなければならない。

## 16. テストの公平性

テストが対象とする受検者の集団が、年齢、性別、人種、障害の有無などによって、さらに下位集団に分かれるとき、測ろうとする特性以外の要因によって、下位集団ごとのテスト得点の平均が著しく異ならないように配慮しなければならない。

## 第3 ヨーガ療法ダルシヤナとヨーガ療法インストラクション

ここでは、ヨーガ療法臨床指導に関わる倫理上の指針を規定するものである。ヨーガ療法臨床指導とは、ヨーガ療法の知識を利用して個人や集団の心理・行動上の問題や悩みに介入する援助・指導活動の全般を指す。具体的には、個人や集団に対するヨーガ療法ダルシヤナやヨーガ療法インストラクション (YTI) などが含まれる。

## 1. 適切な教育のもとでの臨床指導

ヨーガ療法臨床指導に携わる者は、ヨーガ療法、ヨーガ療法アセスメントなどの専門的行為に関する適切な教育とトレーニングを受け、その方法と手続きを身につけ、その指導時の倫理的配慮について十分に理解した上で臨床指導を行う。

## 2. 自己の専門性の自覚

ヨーガ療法臨床指導に携わる者は、自己に対する客観的な目を保持するように努め、自らの専門的技術の範囲と特徴についての自覚を持つこと。ヨーガ療法臨床指導の提供は、その専門性の範囲内で行い、それを越えた問題については他の適切な機関や専門家に紹介するなどの適切な処置をとるようにする。

## 3. スーパービジョンを受ける義務

ヨーガ療法臨床指導に携わる者は、他のヨーガ療法臨床の専門家などから適宜スーパービジョンを受け、自らの臨床指導を反省的に検討し、倫理面のチェックをするだけでなく専門的技術を高めるように絶えず努めること。

## 4. 継続的な学習と研究活動

ヨーガ療法臨床指導に携わる者は、自らの専門性を維持・向上させるため、伝統的ヨーガの学びや学会を通じて臨床的問題に関する知見や介入の技法に関する新たな情報を収集する。それと同時に、新たな知識の獲得と生成をめざして率先して研究活動を行い、その結果を他の専門家と共有していくように努めること。

## 5. 個人の尊厳への配慮

ヨーガ療法臨床指導に携わる者は、援助対象者一人ひとりの基本的人権と尊厳を認め、対象者を年齢、性別、人種、信条、障害や疾患の有無などによって差別したりすることなく、公平な臨床的援助を提供する。また、そうした援助対象者の属性に関して偏見をもったり、ハラスメントととられるような言動を行ったりしてはならない。

## 6. 専門的な関係の維持

ヨーガ療法臨床指導に携わる者は、指導の期間を通じて、援助対象者との間に専門的援助・介入をなかだちとした誠実な関係を維持する。援助対象者に対して、専門的関係の範囲を超えた金品や情報の授受、私的な関係の構築等を行わない。

## 7. 多重関係の禁止

ヨーガ療法臨床指導に携わる者は、原則として、現在自分と利害関係や親密な関係にある

者、あるいは過去にそうであった者を援助対象にはしない。そうした関係にある者からの援助依頼を受けた場合には、他の機関や他の専門職を紹介するなど適切な処置をとる。また、臨床指導の開始後に援助対象者との間に恋愛関係や性的な関係を取り結んではならない。たとえ援助が中止ないし終結された後であっても、専門的な関係の影響が及びうる間は、そうした関係を取り結んではならない。

## 8. インフォームドコンセント

ヨーガ療法臨床指導に携わる者は、指導に先立って援助対象者に、援助内容、期間、目標、リスク、対価、双方の責任と義務などについて十分な説明を行い、理解されたかどうかを確認した上で、原則として、文書で同意を得なければならない。

また、未成年者、障害や疾患を有する方、外国人など、認知能力や言語能力その他の問題から、通常の方法の説明では援助に関する事前の説明を十分に理解することが困難と窺われる援助対象者に対しては、同援助対象者の特性に配慮して、理解を得るために説明方法を工夫する等の措置を講じる必要がある。それにも関わらず援助対象者本人の自由意思による判断が不可能と考えられる場合には、親権者や後見人などの代諾者に十分な説明を行い、原則として、文書で代諾者から同意を得なければならない。

## 9. コンサルテーションにおけるインフォームドコンセント

臨床指導にかかわる他の専門職の従事者から対人援助活動等についてのコンサルテーションの依頼があった場合、ヨーガ療法臨床指導に携わる者は、援助内容、期間、目標、リスク、対価、双方の責任と義務といった項目について依頼者に提示し、原則として、文書で同意を得て依頼を受ける。

## 10. 指導内容の変更

ヨーガ療法臨床指導活動の過程において、実践の内容、期間、目標などに変更が必要になった場合には、その理由と変更内容を援助対象者に説明し、事前に行われたインフォームドコンセントと同様のやり方で、理解と同意を得る。

## 11. 適切な心理テストの使用

ヨーガ療法臨床指導の一部として心理テストを用いる場合、実施者には、使用可能な検査について幅広い知識と経験をもつことが求められる。実施者はそうした検査のなかで、検査対象者およびその問題の特性に照らしてもっとも適していると思われる検査を選択する。

## 12. 守秘義務

ヨーガ療法臨床指導に携わる者は、援助対象者の個人情報に関して守秘義務を負い、援助対象者の家族も含め第三者には原則として開示しない。ヨーガ療法臨床指導をチームで実

施する場合には、援助対象者に事前にチーム内での個人情報の共有について十分な説明を実施した上で、同個人情報を当該チーム内で共有することは許容されるが、この場合においても、同個人情報をチーム外の第三者には原則として開示しない。

### 13. グループ指導等における守秘義務

グループでのヨガ療法指導など援助対象者が複数の場合には、指導の場で得られた参加者の個人情報に関して参加者全員が守秘義務を負う。ヨガ療法臨床指導に携わる者は、参加者全員に対して守秘義務があることの確認を行った上で指導を行う。

### 14. コンサルテーションにおける守秘義務

臨床指導にかかわる他の専門職の従事者が行っている対人援助活動等についてのコンサルテーションの依頼があった場合、専門職従事者自身の個人情報のみならず、その従事者が援助しているクライアント等に関する個人情報もまた、守秘義務の範囲に含まれる。

### 15. 申し立てや批判への対処

ヨガ療法臨床指導に携わる者は、援助対象者からの申し立てや批判に対して誠実に対応する。臨床の場とは別の話し合いの場を設定し、必要があれば中立的な第三者を相談役ないし仲裁者として、問題の解決をはかる。

### 16. 個人情報の取り扱い

援助対象者の個人情報に関する記録は、その作成、保管、廃棄の全過程において、情報の漏洩が生じないよう細心の注意を払う。紙媒体による記録の保管には施錠できる場所を利用し、電磁的記録による保管の場合には当該の臨床実践に関係する専門職以外にはアクセスできないように厳重に管理する。

### 17. 個人情報の開示の条件

連携する他の専門職や機関、また、スーパーバイザーなど、援助対象者に直接かかわる専門家以外に個人情報を開示する場合には、援助対象者あるいは代諾者に事前に承諾を得る。ただし、援助対象者の言動が自傷や他害の実行を示唆するなど緊急の場合には、許可の如何にかかわらず、関係者に通知して事件・事故を未然に防がなければならない。

### 18. 教育目的での個人情報の使用の条件

援助対象者の個人情報を講演、講義、著作など教育目的で使用する場合、個人が特定できる情報は仮名の使用や細部の変更などの工夫を行う。指導対象者が文書で個人情報の開示に同意している場合でも、その情報の開示が周囲の人々に与える影響を慎重に考慮して、開示の程度を決定する。

## 19. 他の専門家との協力

ヨーガ療法臨床指導に携わる者は、病院や福祉施設など1つの組織のなかで他の専門家と連携しながらチームとして援助を行う場合、その専門性を尊重し、協力や分担をして効率的に指導活動を行う。また、他の専門職からの意見に対しては誠実に耳を傾けて、自らのヨーガ療法指導の参考とする。

## 第4 福祉的指導

本項では、福祉の場においてヨーガ療法指導研究を行う場合の倫理上の指針を規定するものである。

### 1. 福祉的にかかわりにおける障害者への配慮

福祉の場においてヨーガ療法指導携わる者は、障害や疾患の特徴も含め個々の対象者のもつ個別的な特性を十分に理解し、生活の場全体の特徴も考慮した上で指導を行う。

### 2. 家族や近隣社会への配慮

ヨーガ療法指導に携わる者は、直接の指導対象者だけでなく、その家族や近隣社会に対しても配慮すべきである。ヨーガ療法指導は、対象者の保護者や対象者が属する身近な集団と、密接なコミュニケーションをとりながら行う必要がある。

### 3. 不当な対価の要求の禁止

ヨーガ療法指導に携わる者は、その指導関係を利用して、指導、助言、教育等の対価を指導対象者やその関係者に不当に要求してはならない。

### 4. 質問への公正な回答

ヨーガ療法指導対象者について関係者からの問い合わせがあった場合、その指導に携わる者は、指導対象者の個人情報についてはプライバシーを侵さない範囲で、指導対象者の承諾を得た上で、可能な限り公正な態度をもって回答する。ただし、指導対象者が承諾に関する適切な判断ができない場合には、親権者や後見人などの代諾者から承諾を得ることとする。自らの学問的な立場や所属する組織等に利するように情報を歪曲した回答や、誤解を招くような回答をしてはならない。

### 5. 研究と指導の関係

福祉の場においてヨーガ療法研究に携わる者は、研究対象者が特別な指導を必要とする状態にあると判断された場合、研究よりも指導を優先し、十分な指導体制が整った時点で研究を再開しなければならない。

## 6. 他の専門家の助言

障害や疾患がある対象者に対してヨーガ療法研究に携わる者は、必要に応じ他領域の専門家から、その障害や疾患に関する専門的な知識を得て、より適切な配慮のもとで研究を行う。

## 7. インフォームドコンセント

福祉の場において心理学的研究に携わる者は、研究対象者が理解できる手段や方法で事前に研究内容の十分な説明を行い、理解されたかどうかを確認した上で、原則として、文書で同意を得なければならない。たとえば、未成年者、障害や疾患を有する方、外国人など、認知能力・言語能力その他の問題から、通常の方法の説明では研究内容の説明を十分に理解することが困難と窺われる研究対象者に対しては、同研究対象者の特性に配慮して、理解を得るために説明方法を工夫する等の措置を講じる必要がある。理解を得られたと判断できない研究対象者の場合には、保護者や後見人などの代諾者に十分な説明を行い、原則として、文書で代諾者から同意を得なければならない。

## 8. 指導関係を利用した研究

指導関係にある成人や子どもを研究対象とする場合、研究者はその関係を利用して研究協力を強要してはならない。指導対象者が自由意思による判断ができるよう、十分な情報と時間を与えなければならない。福祉の対象者はしばしば研究者に対して弱い立場にあることが多いが、研究に協力するかどうかは、対象者の自由意思による判断で行われるべきである。

## 第5 司法、メディアとその他の社会的発言

本項では、ヨーガ療法研究に携わる者が社会的発言を行う場面に共通する倫理上の指針を規定するものである。

### 1. 知見や意見の専門性

本学会の会員は、常にヨーガ療法指導技能の研鑽、専門的知識の蓄積および更新に努め、それにもとづくヨーガ療法の知見や意見を提供しなければならない。専門家としての意見を求められた場合には、専門外のことについて述べたり、誤った情報や偏った情報を提供したり、ヨーガ療法の知識の過剰な一般化をして、偏見や差別を助長したり、社会を欺いてはならない。また、要請があれば、自己の専門性を確認できるもの（学歴、業績等）を示さなければならない。

### 2. 知見や意見の公表と制約の明示

ヨーガ療法の知見や意見の公表に際して、専門家として責任をもって情報提供するためには、事実や根拠にもとづいた知見と、推論を含んだ意見との違いを、聞き手が明確に理解できるように注意深く説明する必要がある。また、知見や意見を述べる上で、提供できる知見や意見に情報不足などの制約があれば、そのことを伝えなければならない。

### 3. 依頼者への要請

ヨーガ療法の知見や意見を求められた場合は、必ずしも依頼者が期待する知見や意見を提供できるとは限らないことを、あらかじめ伝えなければならない。また、提供した知見や意見の乱用や過剰な一般化をしないよう、依頼者に要請しなければならない。

### 4. 依頼者より提供された情報の取り扱い

依頼者より提供された情報は慎重に取り扱い、依頼者の許容する範囲を超えて利用してはならない。また、守秘義務が課された情報は漏洩しないよう万全を期さねばならない。

### 5. 対立する当事者がいる場合の配慮

ヨーガ療法の知見や意見は公正に提供すべきであり、特定の個人や団体にのみ提供すべきものではない。ただし、裁判、調停、審判のように対立する当事者がいる場合は、対立する当事者からの要請を同時に受けてはならない。

### 6. 報酬

報酬を受け取る場合は、要した時間や単価など、報酬の根拠となる基準をあらかじめ明確にしておくことが望ましい。成功報酬（その知見や意見により、依頼者が得る利益に応じて支払われる報酬）は受け取ってはならない。これは、成功報酬を受け取ることによって、依頼者の利益に沿う知見や意見を提供しようとする可能性が生じる事態を避けるためである。

### 7. 公表後の確認

公表したヨーガ療法の知見や意見がメディアによって編集され、異なる意図で用いられることがないようにするためには積極的な確認手続きが必要である。すなわち、公表をした際に自分の意見が適切に扱われるようメディアに要請することや、編集された後も適切に扱われているかどうかを確認することは、公表に伴う責任の一部である。公表後の要請や確認は容易なことではないが、意見がメディアに出る場合に事前に記事を吟味することや、公表された意見のメディアでの扱われ方を精査することは、公的発言をする際の「ヨーガ療法」研究者の責務である。

### 8. 他領域の知見や専門性の尊重

ヨーガ療法の知見や意見が他の領域の専門家によって要請されている場合には、その領



域の知見や専門性を尊重する。具体的には、その領域における行動様式や専門用語等に関する知識をもち、適切に対処することを心がける。

## 第3章：倫理問題の解決

### 1. 倫理委員会の設置

日本ヨーガ療法学会は、学会内外から寄せられる各種倫理問題に関する事案に適切に対処するために、学会内に倫理委員会を設ける。

### 2. 倫理委員会の役割

倫理委員会は、本規定又はヨーガ療法士の倫理規定に関して寄せられる質問や意見に対する回答を用意するとともに、社会的状況の変化等に応じて本規定の改訂を検討する。また、原則として、学会員（場合によっては非会員）から訴えのあった倫理問題の案件を審議し、倫理規定に反すると判断した場合は当該の問題に対する適切な処遇を検討する。

### 3. 倫理委員会への協力

倫理委員会は、倫理問題の解決を目的として、本学会の会員に事実調査のための協力要請を行うことがある。本学会の会員は、その要請には誠実に対応する義務がある。

### 4. 倫理と組織等との間の葛藤

本学会の会員が所属する組織や機関が求める倫理上の事項が、本学会の倫理規定との間で葛藤生じる場合には、可能な限り、本学会の倫理規定に準じた方法で葛藤を解決するように努力する。

### 5. 倫理違反の非公式な解決

本学会の会員は、他の会員の行為が本規定に照らして倫理規定違反であると判断できる場合、まずはその会員に注意を喚起するという形で非公式に問題解決を試みる。

### 6. 倫理規定違反の訴え

本学会の会員の行為が本規定に違反すると判断し、非公式な解決が得られなかった場合には、倫理委員会へ訴えることができる。倫理委員会による審議の結果、当該の行為が倫理規定違反と判断された場合には、同委員会において適切な処遇を検討し、その結果を常任理事会へ報告し、定款に定める除名処分等、最終的な処遇は常任理事会の処遇案をふまえて理事会で決定する。訴え、事実調査等の手続きについては、「倫理委員会規定」に拠ることと

する。

#### 7. 不適切な訴えの禁止

本学会の会員は、相手を貶める目的のみで他の会員の行為を倫理委員会へ訴えてはならない。

#### 8. 訴えにおける不当な差別の禁止

訴えられた本学会の会員および訴えた会員に対して、その行為を理由に不当な差別を行ってはならない。

本規定の改正は、理事会の承認を得るものとする。

本規定は、2017年7月6日に開催された理事会によって承認され、2017年7月7日より施行する。

#### 付録

本倫理規定に深く関連する法令等について、次のようなものがある。

まず、著作権・個人情報保護に関連して、

著作権法

著作権法施行令

個人情報保護法

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針

なお、国家公務員の倫理に関連して、次のようなものがある。

国家公務員倫理法

国家公務員倫理規定

行政不服審査法